相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市大久保二丁目四七一番地、最後の住所群馬県安中市安中一丁目一六番三八号有料老人ホーム和が家あんなか

被相続人　亡　大矢　千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

群馬県高崎市片岡町三丁目一番二〇号プレステージ二〇一

相続財産管理人　弁護士　飯塚　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市岩松町七〇四番地、最後の住所群馬県太田市阿久津町一七六番地一

被相続人　亡　竹沢　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野三〇三〇番地一六

相続財産管理人　大平　覚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区恵比寿西一丁目一二番地一、最後の住所埼玉県さいたま市緑区大字中尾一〇四番地二二　被相続人　亡　木全　春子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二―一〇シンテイ大宮ビル二階　弁護士法人つかさ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　若井　剛弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡長柄町長柄山八九四番地一九、最後の住所千葉県長生郡長柄町長柄山八九四番地一九　被相続人　亡　中村　節男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

事務所千葉県茂原市高師一〇四四番地一

宝福司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　宝福　由幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市西区大字内野本郷九五八番地、最後の住所神奈川県相模原市南区御園二丁目一一番四〇号　エルムハイツ一〇六号室

被相続人　亡　請地はるみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一四番九号　ＩＬ　ＣＩＥＬＯ　Ｂ・Ｅ号室

井上雅彦法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井上　雅彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡松崎町道部四六五番地、最後の住所静岡県伊豆の国市韮山山木一二二五番地の三五一　被相続人　亡　山地　捷和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

事務所静岡県沼津市御幸町一七番一〇号

あさひ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南條　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡度会町長原一七〇九番地、最後の住所三重県志摩市阿児町鵜方八〇四番地　志摩養護老人ホーム花園寮

被相続人　亡　羽根　房代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

三重県松阪市鎌田町二一七番地一〇　ＳＩビル鎌田三階　おぐろ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小黒　智広

平成二十九年三月二十三日

事務所千葉県茂原市高師一〇四四番地一

宝福司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　宝福　由幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市西区大字内野本郷九五八番地、最後の住所神奈川県相模原市南区御園二丁目一一番四〇号　エルムハイツ一〇六号室

被相続人　亡　請地はるみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一四番九号　ＩＬ　ＣＩＥＬＯ　Ｂ・Ｅ号室

井上雅彦法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井上　雅彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡松崎町道部四六五番地、最後の住所静岡県伊豆の国市韮山山木一二二五番地の三五一　被相続人　亡　山地　捷和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

事務所静岡県沼津市御幸町一七番一〇号

あさひ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南條　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡度会町長原一七〇九番地、最後の住所三重県志摩市阿児町鵜方八〇四番地　志摩養護老人ホーム花園寮

被相続人　亡　羽根　房代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

三重県松阪市鎌田町二一七番地一〇　ＳＩビル鎌田三階　おぐろ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小黒　智広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県名張市美旗町中三番三九八番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　増田をりへ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

三重県名張市栄町二八七五番地　名張法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大塚　耕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区嵯峨天龍寺立石町四番地一、最後の住所大阪府岸和田市土生町七八番地

被相続人　亡　加藤みちゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

大阪府岸和田市荒木町一丁目九番二号

相続財産管理人　弁護士　藤守　真之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区旭一丁目一二八六番地、最後の住所広島市安佐南区八木四丁目四一番二七―五号八木ケ丘　被相続人　亡　渡　安平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

事務所広島市中区南竹屋町二番五号　サンライズビル二〇一号

相続財産管理人　司法書士　引地　敏幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市中前川町五丁目一番地一五六、最後の住所徳島県徳島市中前川町五丁目一番地の一五六　被相続人　亡　西山美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

事務所徳島県板野郡藍住町東中富字龍池傍示五二―六　ＴＯＰ藍住ＩＣ　Ｅ号室　黒木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　黒木賢太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県朝倉郡筑前町東小田三四一二番地五、最後の住所福岡県朝倉郡筑前町東小田三四一二番地五　被相続人　亡　田中　秀明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

福岡県筑紫野市二日市中央五丁目三番二一号

相続財産管理人　司法書士　牧山　恭久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県奄美市名瀬金久町一番地一、最後の住所鹿児島県奄美市名瀬長浜町二八番一〇号　被相続人　亡　福永　恭広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町一八番地一七

相続財産管理人　里村　紀幸

債権申出の公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月二十三日

神戸市中央区布引町二丁目四―一〇

財団法人広岡コレクション記念財団

代表清算人　廣岡　信重